

第6章 解体現場における石綿の飛散防止

1.	一般 安全確保と飛散防止の責任 作業計画・届出(協議)等
2.	被災の区分 立入り可の解体における飛散防止措置 立入り不可の解体における飛散防止措置 (注意解体の飛散防止措置)
3.	石綿に係る廃棄物の区分
4.	解体後の石綿含有廃棄物等の現場保管及び搬出 廃石綿等の取扱い 原則事項 廃石綿等の解体場所における飛散防止措置 廃石綿等の解体場所における保管 廃石綿等であることの表示 石綿含有廃棄物の取扱い 原則事項 解体場所における保管 自治体の設置する一時保管場所への搬出を行う場合の留意点 参考資料
5.	留意事項 (応急危険度判定)
6.	参考 (阪神・淡路大震災の時の対応)

1. 一般

1.1 安全確保と飛散防止の責任

【責任の所在】

作業の安全確保と石綿の飛散防止は、建築物等の解体・補修等を実施する事業者等の責任において行うこと。

【解説】

災害時においても、「作業の安全確保」と「石綿の飛散防止」は、どちらも重要である。これらは、建築物等の解体・補修等を実施する事業者等の責任である。

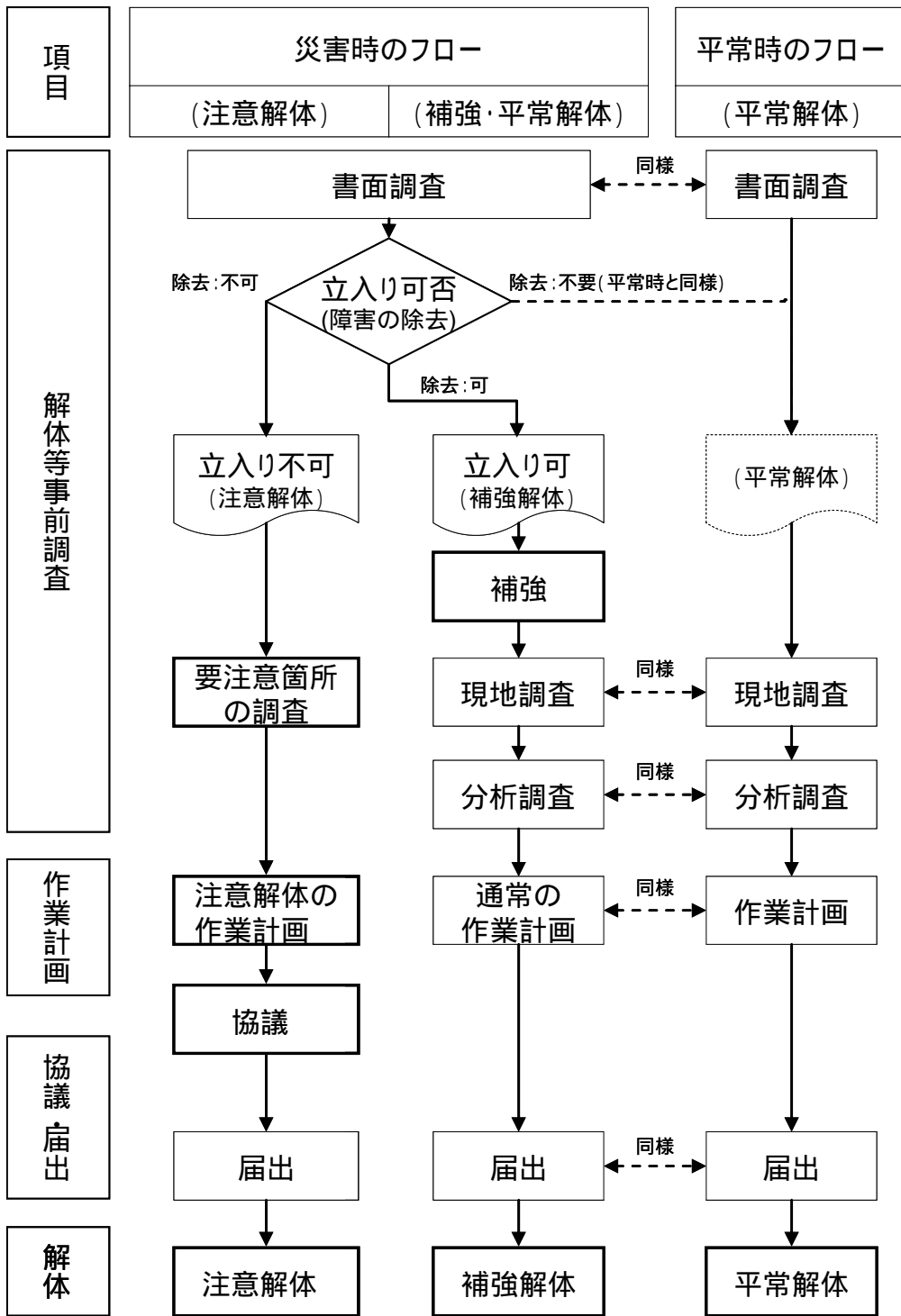
図 6.1 に災害時における事前調査から解体までの流れを平常時と比較して示した。「作業の安全確保」に関する重要事項は、立入り可否の判断（＝被災の区分）である。必要に応じて補強等の措置の実施し、原則として平常時と同様に解体すること。

また、『2.被災の区分』に基づき判断し、区分ごとに定める飛散防止措置を実施すること。

1.2 作業計画・届出(協議)等

解体等事前調査の結果に基づき、石綿対策等を盛り込んだ作業計画（施工計画書）を作成し、関係者に周知するとともに、この計画にしたがって施工すること。（計画の作成・届出に関しては、『第4章 調査・計画・届出』参照）

また、注意解体の実施に際しては、大気汚染防止法の指導官庁である都道府県知事（政令により委任されている市は、市長）及び石綿障害規則の指導官庁である労働基準監督署と協議を行い、適切な作業計画に基づく石綿の飛散のおそれのない作業とすること。



建築物等の一部を注意解体する場合等は、平常解体と注意解体の複合となる場合もある。
 平常解体を予定して調査を行ったところ、石綿の吹付けがあり除去には、補強が必要な場合等
 は、補強解体とし、補強後に除去・解体する。

図 6.1 平常時と災害時の比較

2. 被災の区分

【実施事項】

事業者等は、解体等事前調査の結果に基づき、被災による障害を安全面から判断し、建築物等への立入りを判断すること。また、判断の結果に基づき適切な措置を実施すること。

【解説】

建築物等の状態によって、解体・飛散防止措置の区分を表 6.1 に示した。この建築物の状態の区分は、安全を基本に事業者等が判断するものである。

表 6.1 建築物の状態と区分

建築物等の状態	完全倒壊	補強不可	補強可能	補強不要
立入り	立入り不可		立入り可	
解体	注意解体 ()		補強解体	平常解体
飛散防止措置	注意解体の飛散防止措置		平常どおり	

大気汚染防止法施行規則別表 7 の 3 に定める事項に該当する場合。(『2.2 立入不可の解体における飛散防止措置 (注意解体の飛散防止措置)』参照)

2.1 立入り可の解体における飛散防止措置

【実施事項】

補強の実施によって、平常時と同様に施工がおこなえる場合には、補強を行い、石綿の事前除去を原則とする。(補強が不要な場合は平常時と同様とする。)

【解説】

補強が可能な場合には、補強を行い解体等を行うことが望ましい。

必要に応じて適切な補強を行い、補強後は平常時と同様に石綿除去を解体前に行う。

平常時と同様の石綿の除去に関する事項については、表 6.2 に示すマニュアル等を参照のこと。

表 6.2 平常時の解体マニュアル

1.	建築物解体工事共通仕様書・同解説(平成18年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 社団法人公共建築協会
2.	廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル(平成18年3月) 廃棄物処理施設解体時等のアスベスト飛散防止対策検討委員会 平成18年6月12日 環廃対発第060609003号
3.	建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 社団法人 日本作業環境測定協会
4.	改訂版 建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル 建設業労働災害防止協会

一般の建築物等については1.「建築物解体工事共通仕様書・同解説」を主な参考とし、建築設備等の解体に当たっては、2.「廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル」も参照のこと。

2.2 立入り不可の解体における飛散防止措置（注意解体の飛散防止措置）

【実施事項】

建築物等の被災により、平常時と同様に施工を行うことが困難な場合、「注意解体」とし、石綿の飛散防止に努めること。

【解説】

完全に倒壊した建築物等及び補強によっても立入りの不可能な建築物等については、「注意解体」とする。この注意解体における実施事項を、表 6.3 に示した。

また、作業手順は図 6.2 を標準として、実情に応じて定めること。なお、作業計画については、『第 4 章 4.3 立入り不可の作業計画（注意解体の作業計画）』も参照のこと。

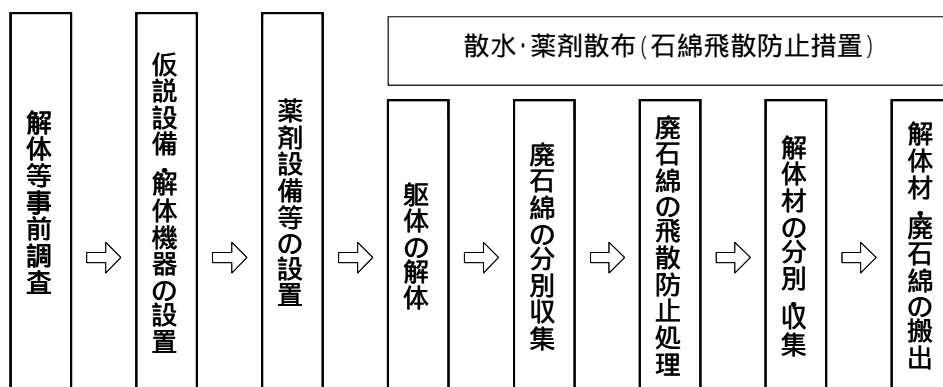


図 6.2 注意解体の標準手順

また、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2007」2.4 作業基準（7）にある注意書きについても参考とすること。（ 6-1）

（ 6-1）「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2007」（抜粋）

「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2007」 2.4 作業基準（7）「これと同等以上の効果を有する措置」より一部抜粋
（立入り困難な場合） ・ 薬液等を散布しつつ解体を行う。 ・ 建築物の周辺を養生シートで覆う。
（建築物の内部からのあらかじめの除去が困難な場合） ・ 解体作業と並行し、部分的な隔離等の対策を施しながら特定建築材料を除去する。

出典（ 6-1）

1.	建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2007 社団法人 日本作業環境測定協会
----	---

表 6.3 注意解体の飛散防止措置

対象	実施事項
<p>作業者への配慮</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 作業従事者には、石綿含有吹付け及び保温材等の残留の可能性があることを伝達し、特別教育を受けさせること。また、その旨を記録に残すこと。 2. 保護具として、取換式防じんマスク（RL3）、使い捨ての作業衣及びゴーグル型保護メガネ（半面形マスク使用の場合）を着用させること。なお、防じんマスクのフィルター及び使い捨ての作業衣は、1日1回以上交換すること。 3. 工事中に石綿が発見された場合には、従事者全員を石綿除去作業に従事した者として、法令に定める40年間記録として保存すること。 4. 従事者の希望があった場合には、特殊健康診断を事業者等の負担において受けさせること。
<p>近隣への配慮</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 適切な掲示を実施すること。『第5章 周辺への周知』参照
<p>飛散防止措置</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の四方は、建築物の高さ+2m又は3mの何れか高い方以上の高さの万能鋼板又は防じんシートによって養生すること。 2. 工事期間中は常に散水を行うこと。（薬液散布・固化が望ましい）
<p>新たな石綿への対応</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 解体の進行に伴い解体事前調査が不可能であった場所の調査が可能となった場合には、速やかに調査を行い、石綿を発見した場合には作業計画を変更すること。 2. 作業計画は、できる限り不明箇所調査が事前に可能となるように作成すること。

3. 石綿に係る廃棄物の区分

【実施事項】

事業者等は、石綿を含まない廃棄物と石綿を含有する廃棄物を区分し、適正に保管すること。

また、石綿を含有する廃棄物においては、「廃石綿等」及び「石綿含有廃棄物」に区分して適正に保管すること。

【解説】

解体後は、平常時と同様に搬出までの間、現地にて保管を行う。石綿に関する廃棄物の区分は、表 6.4 に示される必要な区分（3 区分）以上に区分すること。（1 種類で多量の建材がある場合等において、4 以上の区分を妨げるものではない。）

平常時においては設置されていない、自治体が設置する一時保管場所に廃棄物を搬出するに当たっては、その運用を理解し、石綿含有廃棄物等（廃石綿等及び石綿含有廃棄物）が石綿を含まない廃棄物に混合されることの無いようにすること。（ 6-2）

特に、石綿を含有する可能性のある建材について、石綿障害予防規則 3 条のただし書き（ 6-3）をもちいて、分析確認を行わず石綿含有とみなしたもの（以下、「見なし石綿含有廃棄物」）が、処分にあって石綿を含まないものに混合されることの無いよう注意すること。

また、やむを得ず「注意解体」したものについても、解体後に適切に分別すること。

石綿に関する廃棄物の区分を表 6.4 に示した。「廃石綿等」、「石綿含有廃棄物」及び「石綿不含の廃棄物」の分別は確実にを行う必要があるが、「石綿含有廃棄物」と「見なし石綿含有廃棄物」の分別については、分別しておくことが望ましいものとする。

表 6.4 石綿に関する廃棄物の区分

	望ましい区分（4 区分）	必要な区分（3 区分）
1.	廃石綿等	廃石綿等
2.	石綿含有廃棄物	石綿含有廃棄物
3.	見なし石綿含有廃棄物（石綿含有と見なしたもの）	
4.	石綿不含の廃棄物（コンクリートガラ等）	石綿不含の廃棄物

(6-2) 自治体が設置する一時保管場所について

災害時においては、一時大量に発生する廃棄物を処分するため地域防災計画等に基づき、自治体は一時保管場所を設置し、廃棄物の受入れを行うことがある。

この一時保管場所においては、廃棄物の収集・運搬効率の向上や減量化等を目的として、重機を用いた分別や破砕処理等が一般的に行われているが、これらの破砕処理に廃石綿等及び石綿含有廃棄物が混入することの無いよう、解体現場において確実に分別して搬出する等、適正に管理する必要がある。

(6-3) 石綿障害予防規則3条のただし書きについて(太字下線部分)

石綿障害予防規則(平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号)(抜粋)

(事前調査)

第三条

事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物又は工作物について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

一 建築物又は工作物の解体、破砕等の作業(吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。以下「解体等の作業」という。)

二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業

2 事業者は、前項の調査を行ったにもかかわらず、当該建築物又は工作物について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。ただし、当該建築物又は工作物について石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合において、事業者が、当該建築物又は工作物について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法(以下「法」という。)及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。

4. 解体後の石綿含有廃棄物等の現場保管及び搬出

【実施事項】

災害時においても、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の現場保管及び搬出にあたっての技術上の実施事項は、原則として平常時と同様とする。

ただし、自治体が設置する一時保管場所へ搬出する際には、保管が長期に及ぶこともあることに特に留意し、自治体の定める事項に従うこと。

【解説】

解体後の石綿含有廃棄物等（廃石綿等及び石綿含有廃棄物）の現場保管及び搬出について、廃棄物処理法の区分に応じて以下に概略を取りまとめた。解体後の石綿含有廃棄物等（廃石綿等及び石綿含有廃棄物）の現場保管及び搬出にあたっては、廃棄物処理法及び建設リサイクル法等に従い処分すること。

また、災害時においては、一時に大量の廃棄物が発生し、収集・運搬、中間・最終処分の能力を超えることがある。また、道路や中間・最終処分の施設等のインフラが被災することもある。

このため自治体は、一時に大量の廃棄物が発生したために処理能力を超える部分を保管することや、被災したインフラの回復までの時間の確保を目的として廃棄物の一時保管場所を設置し廃棄物の適正処理に努める。

これら一時保管等の処置を取ることによって、処分までの時間はかかるものの、石綿の飛散防止にかかる実施事項としては、平常時に近い措置を行うことも可能と考えられる。

従って解体後の石綿含有廃棄物等の取扱いに関しては、自治体が行う一時保管を除き技術的実施事項は、原則として平常時と同様とする。

ただし、自治体が設置する一時保管場所への搬出に際しては、保管が長期に及ぶこともあることに留意し、飛散防止措置を含めた荷姿及び分別の区分等、自治体の定める事項にも従うこと。

4.1 廃石綿等の取扱い

【実施事項】

事業者等は、特別管理産業廃棄物の処理基準に従い、廃石綿等を適切にかつ、出来るだけ速やかに処理すること。

【解説】

廃石綿等については、石綿が飛散するおそれが大きいため、速やかに中間処理・最終処分場に直接搬出することを原則とする。やむを得ず現場保管する場合には、可能な範囲で速やかに処理するように努力することとし、梱包・養生等を適切に行い、石綿が飛散することの無いように注意すること。

また、現場保管においては、搬出先にかかわらず廃石綿等が運搬されるまでの間、特別管理産業廃棄物の保管基準に従い、石綿の飛散の無いようにすること。

梱包・養生については、『4.1.2 廃石綿等の解体場所における飛散防止措置』及び『4.1.3 廃石綿等の解体場所における保管』を参照。

4.1.1 原則事項

【原則事項】

事業者等は、原則として、廃石綿等を無害化処理施設等の中間処理施設や、最終処分場に直接搬出すること。

【解説】

災害時においても、飛散性石綿を除去・分別した廃石綿等は、原則として無害化処理施設等の中間処理施設や、最終処分場に搬出する。積替えや、自治体が設置する一時保管場所への搬出は可能な限り避けることを原則とする。(6-4)

(6-4) 廃石綿等を自治体が設置する一時保管場所へ受入れる際の留意事項

災害時においては、廃棄物の適正かつ速やかな処理を目的として、自治体が公園等を災害時の廃棄物一時保管場所として、民家等から排出される廃棄物を受入れることがある。

この自治体が設置する一時保管場所への搬出にあたっては、住宅街から比較的近郊に設置される傾向にあることから、石綿の飛散の無いよう特に注意すること。また、保管が長期間にならないよう優先的な処分を心がける必要もある。

廃石綿等の受入れは、原則的に行われたいこととしているが、受入れを行う場合には、梱包に留意することとしており、可能であればプラスチック袋ではなく、剛性のある容器とすることが望ましい。

実際の搬出にあたっては、自治体の定める事項に従うこと。

4.1.2 廃石綿等の解体場所における飛散防止措置

【実施事項】

事業者等は、廃石綿等が搬出されるまでの間、石綿の飛散を防止するため当該物を湿潤化させる等の措置を講じた後、次のいずれかの方法により、廃石綿等の飛散の防止を図ること。

- 1) 十分な強度を有する耐水性の材料で二重に梱包する。
- 2) 固型化する。

【解説】

1. 廃石綿等を湿潤化させる方法としては、散水、薬剤散布等がある。
2. 廃石綿等を入れる耐水性の材料には、十分な強度を有するプラスチック袋又は堅牢な容器がある。積込・荷降し等の作業条件を十分に考慮して、容易に破損等のおそれのないものを使用すること。
3. プラスチック袋は、厚さが 0.15mm 以上のものが望ましい。二重に梱包するとしたのは、袋の破損防止を図ることと、袋の外側に付着した石綿の飛散防止のため、もう 1 つ袋を被せることとしたものであり、確実に実施すること。

二重梱包は次の手順とおり実施することを原則とする。

除去等作業場近くにおいて、薬剤等により湿潤化させた廃石綿等をプラスチック袋の中に入れて密封する。なお、この際袋中の空気をよく抜いておくこと。これは、収集・運搬、処分の時に袋が圧力を受けて破損し石綿が飛散することを防ぐためである。

前室で高性能真空掃除機等により、プラスチック袋に付着している粉じんを除去する。

保護衣等着脱室で、更にプラスチック袋を被せ密封する。

4. 堅牢な容器とは、ドラム缶等の密閉容器をいう。
5. 固型化とは、コンクリート等による固型化のことをいう。

4.1.3 廃石綿等の解体場所における保管

【実施事項】

事業者等は、廃石綿等が搬出されるまでの間、特別管理産業廃棄物の保管基準に従い、石綿が飛散しないように保管すること。

【解説】

1. 保管場所について

廃石綿等の保管場所は、以下の基準に従うこと。

保管施設には周囲に囲いを設けること。

見やすい箇所に廃石綿等の保管場所であることを示す掲示板を設けること。

掲示板は、縦横 60cm 以上とし、保管場所の責任者の氏名又は名称及び連絡先等を表示すること。(表示の例を図 6.3 に示す)

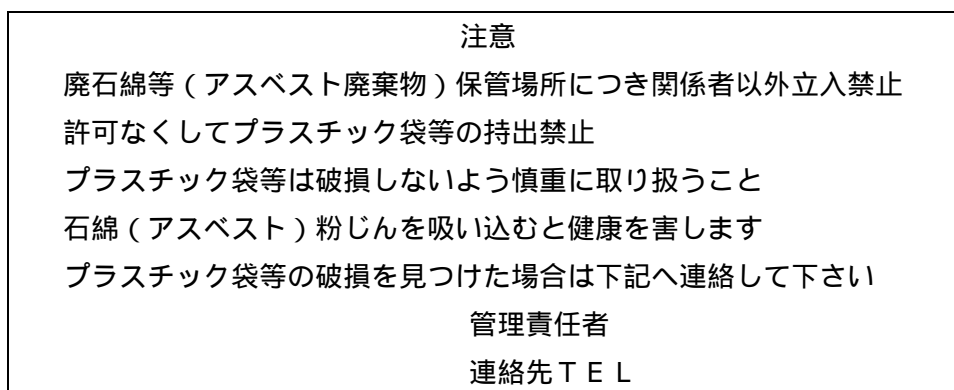


図 6.3 保管施設の表示の例

飛散、流出、地下浸透、悪臭発散の防止措置を講ずること。

ねずみの生息や、蚊、はえ等の害虫発生がないこと。

2. 保管方法について

廃石綿等が搬出されるまでの間、次の措置を講ずるものとする。

他の廃棄物と分別して保管する。

飛散防止措置を実施する。

『4.1.2 廃石綿等の解体場所における飛散防止措置』参照

廃石綿等(特別管理産業廃棄物)の保管場所であることを表示する。

個々の容器に廃石綿であることを明示すること。

『4.1.4 廃石綿等であることの表示』参照

4.1.4 廃石綿等であることの表示

【実施事項】

事業者等は、廃石綿等を収納するプラスチック袋又は容器には、個々に廃石綿等である旨及び取扱う際に注意すべき事項を表示すること。

【解説】

1. 廃石綿等であることの表示は、その処理過程における不適正な取扱いを防止するための措置である。
2. プラスチック袋等には下記事項を記入する。

廃石綿等であること

取扱い上の注意事項

その他

容器の表示例を図 6.4 に示す。

特別管理産業廃棄物 廃石綿等 取扱い注意事項
廃石綿等とは他の廃棄物と混ざらないよう留意すること。(混載禁止)
荷台での容器の転倒、移動を防ぐための措置を講じること。
容器が破損した場合は、散水等で飛散防止措置を行うと共に、流出しないよう注意すること。
容器の破損事故が起こった時は排出者に速やかに連絡すること。

図 6.4 容器の表示例

3. なお、石綿障害予防則第 32 条においても、事業者は、石綿等を運搬し、又は貯蔵するときは、当該石綿等の粉じんが発散するおそれがないように堅固な容器を使用し、又は確実な包装をしなければならないとし、当該容器又は包装の見やすい箇所に石綿等が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示しなければならないとしている。

4.2 石綿含有廃棄物の取扱い

4.2.1 原則事項

【実施事項】

事業者等は、石綿含有産業廃棄物の処理基準に従い、石綿含有廃棄物を適切に保管し処分すること。また、石綿含有と見なした廃棄物についても、同様に飛散防止に努めること。

【解説】

石綿障害予防規則第3条のただし書きを用いて石綿含有と見なした建材（「見なし石綿含有廃棄物」）についても、その取扱いは、石綿含有産業廃棄物の処理基準に従うこと。

4.2.2 解体場所における保管

【実施事項】

事業者等は、石綿含有廃棄物が搬出されるまでの間、当該廃棄物から石綿が飛散しないように保管すること。

【解説】

1. 保管場所について

石綿含有廃棄物の保管場所は、以下の基準に従うこと。

周囲に囲いを設けること。なお、囲いに廃棄物の荷重がかかる場合には、その周囲を構造耐力上安全なものとする。

廃棄物の保管場所である旨その他産業廃棄物の保管に関して必要な事項を表示した掲示板を設置すること。

掲示板は、縦横 60cm 以上で、産業廃棄物の種類、保管場所の責任者の氏名又は名称、連絡先を記載すること。

（表示については、表 6.5 の記載事項等に従い、図 6.5 を参考とすること）

飛散、流出、地下浸透、悪臭発散の防止措置を講ずること。

ねずみの生息や、蚊、はえ等の害虫発生がないこと。

2. 保管方法について

石綿含有廃棄物が搬出されるまでの間、次の措置を講ずるものとする。

他の廃棄物と分別して保管する。

荷重により変形又は破断しないよう整然と積み重ねる。

飛散しないようシート掛け、袋詰め等の対策を講ずる。

石綿含有廃棄物の保管場所であることを表示する。

表 6.5 表示への記載事項等

1.	産業廃棄物の保管の場所である旨の表示
2.	保管する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物）
3.	保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
4.	屋外で容器を用いなくて保管する場合は、最大積み上げ高さ
5.	掲示板の大きさ 縦 60 cm以上 × 横 60 cm以上

産業廃棄物 保管施設	
事業者名称	株式会社
事業者所在地	東京都 区 -
責任者氏名	
連絡先電話番号	TEL 03- -
保管する産業廃棄物の種類	がれき類（石綿含有産業廃棄物）
最大保管高さ	m
最大保管量	m ³

図 6.5 表示の例（60cm × 60cm 以上）

4.2.3 自治体の設置する一時保管場所への搬出を行う場合の留意点

【実施事項】

事業者等は、自治体の設置する一時保管場所へ、「石綿含有廃棄物」又は「見なし石綿含有廃棄物」を搬出する際は、自治体の定める搬入基準に従うこと。

【解説】

石綿含有廃棄物の一時保管場所への受入れに関しては、災害の規模、地域の特性等によって、各自治体が判断する。事業者等が、一時保管場所へ搬出する場合には、石綿が含有しているものであることを確実に伝達すること。

また、自治体の定める搬入基準には、表 6.6 のもの等があるため、「石綿含有廃棄物」と「見なし石綿含有廃棄物」とは、分別して保管・搬出することが原則となる。(6-5)

表 6.6 自治体の定める搬入基準(例)

1.	荷姿(大きさ等) 一時保管、収集・運搬、中間処理及び最終処分に係る各工程での必要要件によって、自治体が定める大きさ等に従い搬入する。
2.	分別区分と添付資料 石綿含有廃棄物・見なし石綿含有廃棄物を区分する等(6-5)

(6-5) 「見なし石綿含有廃棄物」について

災害時においては、「見なし石綿含有廃棄物」の大量発生が予想される。

この「見なし石綿含有廃棄物」の処理にあたっては、「石綿を含まない廃棄物」が「石綿含有廃棄物」として大量に処理される可能性を含んでおり、廃棄物の減量化、廃棄物の適正処理及び、最終処分場への負担等の観点から望ましいものではない。そのため、自治体は、「見なし石綿含有廃棄物」が一時保管場所に大量に搬入された場合には、分析確認等を実施し石綿を含まないものを分別し処理することがある。

従って、事業者等は、自治体の設置する一時保管場所へ「見なし石綿含有廃棄物」を搬出するにあたっては、自治体の定める事項に従い、必要に応じて、廃壁材(サイディング)、廃天井材(ロックウール吸音板)及び廃床材(P タイル)等と区分し、どの建築物から発生した廃棄物であるかを明示して搬出すること。

また、自治体は、必要に応じて、一定量以上の廃棄物の一時保管場所への搬入を受入れにあたって、「書面調査の結果」又は「分析結果」の添付を義務付ける等、適正な処理に向けて努めることが望ましい。

4.3 参考資料

前出による他、表 6.7 の資料を参考として石綿の飛散防止に努めることが望ましい。

表 6.7 参考資料

1.	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について。(通知) 平成 18 年 9 月 27 日 環廃対発第 060927001 号 環廃産発第 060927002 号
2.	廃石綿等処理マニュアル(暫定) 平成 17 年 8 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
3.	飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について 平成 17 年 3 月 30 日付 環廃産発第 050330010 号通知

5. 留意事項(応急危険度判定)

今般、石綿問題に対応して追加された、応急危険度判定における石綿調査には、「被災建築物の解体・瓦礫処理作業を行う者に対しての情報提供を行う」という目的もあるが、その調査方法は、『参考資料 1 応急危険度判定』に示されるとおりである。

また、石綿障害予防規則第 3 条に示される、解体等事前調査の実施責任は、あくまでも事業者にある。(『第 4 章 2.2 調査の責任』参照)

従って適切な解体等事前調査を実施することなく応急危険度判定の結果に基づき、除去、解体、処分等の措置を実施してはならない。

6. 参考（阪神・淡路大震災の時の対応）

阪神・淡路大震災においての対応を震災廃棄物処理指針より抜粋して以下に示した。

震災廃棄物処理指針（抜粋）

[資料 12]

建築物の解体・撤去に係るアスベスト飛散防止対策

阪神・淡路大震災に伴う建築物の解体・撤去に係るアスベスト飛散防止対策について

平成 7 年 2 月 23 日
石綿対策関係省庁連絡会議

阪神・淡路大震災に伴い損壊した建築物の解体・撤去に際しての吹付けアスベスト飛散防止対策について、関係各省庁は連携・協力して次のとおり取り組んでいくこととする。

吹付けアスベスト使用建築物の解体・撤去に際しての飛散防止対策等はおとりとする

1 建築物の解体・撤去に係る吹付けアスベスト飛散防止対策

(1) 吹付けアスベスト使用建築物

ア 立入りが可能で吹付けアスベストを事前に除去することが可能な建築物

建築物の解体・撤去に当たっては「建築物の改修・解体に伴うアスベストによる大気汚染の防止について（環境庁通知（昭和 62 年 10 月 26 日付）」、「既存建築物の吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針（建設省監修日本建築センター昭和 63 年）」及び「建築物の解体又は改修工事における石綿粉じんへの暴露防止のためのマニュアル（建設業労働災害防止協会）」に基づき、事前に吹付けアスベストを除去する等飛散防止対策を実施する。

イ 損壊が著しく立入り禁止となっている等、吹付けアスベストを事前に除去できない建築物

建築物の解体・撤去に当たっては、次によることを原則とし、状況に応じ、適切な飛散防止対策を施す。

除去が可能な吹付けアスベストについては除去するか、又は、薬液散布による固化に努める。

解体・撤去に当たっては、クリッパー等による解体・撤去部位において薬液の散布又は散水を実施し、吹付けアスベストの飛散を防止する。

(2) 吹付けアスベスト使用の有無が確認できない建築物

吹付けアスベスト使用のおそれがある建築物の解体・撤去に当たっては、上記(1)のイ(ただしイ中のうちを除く。)によることとし、吹付けアスベストの使用が確認された場合は、上記(1)により行う。

(3) 全壊した吹付けアスベスト使用建築物

吹付けアスベストの飛散防止のおそれがある場合には、直ちに当該部分をシートにより囲い込みする。

除去できる吹付けアスベストについては、できる限り除去する。

解体・撤去に当たっては、撤去部位において薬液の散布又は散水を実施し、吹付けアスベストの飛散を防止する。

2 吹付けアスベスト廃棄物の処理

除去した吹付けアスベストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に処理する。

なお、これ以外の廃棄物の処理に際しても処分に当たり覆土を行うなど適切な飛散防止対策を講じる。

3 労働者の暴露防止対策

次のような対策を講じることにより、吹付けアスベストが使用されている建築物の解体・撤去の作業に従事する労働者のアスベストへの暴露を防止する。

作業に従事する労働者に防じんマスクを着用させる。

労働者の使用する作業衣等は、アスベストが付着しにくく、かつ、付着したアスベストを容易に除去できるものを選定する。

アスベスト粉じん汚染された労働者の身体等の清潔の保持に努める。

関係省庁は、密接に連携を図り、次のとおり に掲げる吹付けアスベスト飛散防止対策等の効果的かつ円滑な推進を図る。

1 関係省庁は、自ら管理する建築物について に掲げる吹付けアスベスト飛散防止対策を推進するほか、関係事業者等による飛散防止対策等が積極的に実施されるよう、関係団体等に対する指導をはじめ、飛散防止対策等の周知徹底、情報提供等必要な支援措置を講ずる。

2 吹付けアスベスト使用建築物の実態把握

アスベストに係る専門家等の協力により、解体・撤去が必要であると考えられる建

建築物の点検を実施すること等により、吹付けアスベスト使用建築物を早急に把握するよう努める。

3 吹付けアスベスト使用建築物の解体・撤去工事の確認

次に掲げる方法その他の適切な方法により、吹付けアスベスト使用建築物の解体・撤去工事を確認する。

(1) 騒音規制又は振動規制法に基づく特定建設作業に届出の受理の機会を活用しての確認。

(2) 労働安全衛生法に基づくアスベストの除去作業届出(平成7年6月1日以降)受理による確認。

4 環境モニタリング

アスベストによる大気汚染の未然防止に資するよう、一般環境大気中のアスベスト環境濃度及び解体・撤去工事周辺地域におけるアスベストの大気環境濃度について調査する。

5 相談窓口の開設

上記の飛散防止対策の徹底について市民及び解体・撤去関係者の理解と協力を求めることを目的として、関係地方公共団体等の協力を得て、相談窓口を開設する。

6 1から5に掲げる対策の推進のため、地元地方公共団体との連携強化を図る。このため、地方公共団体の円滑な取り組みに対し、必要な情報の提供、対策の実施に当たっての条件整備等支援措置を講ずる。

7 対策の実施状況等を踏まえ必要に応じ対策の推進方策については検討・見直しを行うこととする。

石綿対策関係省庁連絡会議(8省庁)

防	衛	施	設	庁
文		部		省
通	商	産	業	省
運		輸		省
建		設		省
厚		生		省
労		働		省
環		境		省